

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>第1条～第3条 (略) (育児休業の期間等)</p> <p>第4条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等の育児休業は、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日までとする。ただし、当該子について、既に<u>2回の育児休業</u>(当該子の出生の日から57日間以内に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が、当該子についてした<u>育児休業のうち最初のもの及び2回目</u>のものを除く。)をしたことがあるときは、次条で規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、<u>子が1歳6箇月に達する日(子の出生の日から57日間以内の育児休業の申出にあっては子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日、第5項の申出にあっては子が2歳に達する日)までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に原則として、子が1歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>次の各号のいずれにも該当する(次条第1号及び第2号に掲げる事情に該当するときは第2号に該当する)契約職員及び非常勤職員は、子が1歳6箇月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと</u></p> <p>5 <u>次の各号のいずれにも該当する(次条第1号及び第2号に掲げる事情に該当するときは第2号に該当する)契約職員及び非常勤職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6箇月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳6箇月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>子の1歳6箇月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (育児休業の期間等)</p> <p>第4条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等の育児休業は、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日までとする。ただし、当該子について、既に<u>育児休業</u>(当該子の出生の日から57日間以内に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が、当該子についてした<u>最初の育児休業</u>を除く。)をしたことがあるときは、次条で規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、<u>子が1歳6箇月(第5項の申出にあっては2歳)になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に原則として、子が1歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>次の各号のいずれにも該当する契約職員及び非常勤職員は、子が1歳6箇月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。</u> (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>5 <u>次の各号のいずれにも該当する契約職員及び非常勤職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6箇月の誕生日応当日に限るものとする。</u> (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>6 (略)</p>	<p>【第4条第1項】 通常の育児休業とは別に、子の出生後57日間以内に2回まで育児休業を取得できるようにする改正</p> <p>【第4条第2項】 非常勤職員及び契約職員の、子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件を規定</p> <p>【第4条第4項】 ・特別な事情がある場合、本条第4項第2号のみ該当すれば足りることとする改正 ・配偶者と交替で育児休業を可能とする、育児休業の開始日を柔軟化するための改正</p> <p>【第4条第5項】 ・特別な事情がある場合、本条第5項第2号のみ該当すれば足りることとする改正(特別な事情は第5条第1号及び第2号を準用) ・配偶者と交替で育児休業を可能とする、育児休業の開始日を柔軟化するための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(第4条第1項ただし書きに定める特別の事情)</p> <p>第5条 前条ただし書に定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(育児休業の承認等の請求手続)</p> <p>第6条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業を始めようとする期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し、その承認を請求するものとする。</p> <p>2 前項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により、育児休業を始めようとする日の1箇月前(次項ただし書きに定める育児休業の場合は2週間前)までに行うものとする。なお、育児休業中の契約職員及び非常勤職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業承認請求書(第1号様式)により再度の請求をするものとする。</p> <p>3 育児休業の承認の請求は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした育児休業については、1回の請求に数えない。</p> <p>(1) 第4条第2項に基づく休業をした者が同条第4項又は第5項に基づく休業の請求をしようとする場合又は本条第2項後段の請求をしようとする場合</p> <p>(2) 第4条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の請求をしようとする場合又は本条第2項後段の請求をしようとする場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 理事長は、第1項の規定による育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 削除</p>	<p>(第4条第1項ただし書きに定める特別の事情)</p> <p>第5条 前条ただし書に定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について理事長が定めるところにより、理事長に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(育児休業の承認等の請求手続)</p> <p>第6条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し、その承認を請求するものとする。</p> <p>2 前項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により、育児休業を始めようとする日の1箇月前までに行うものとする。なお、育児休業中の契約職員及び非常勤職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業承認請求書(第1号様式)により再度の請求をするものとする。</p> <p>3 育児休業の承認の請求は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした<u>最初の</u>育児休業については、1回の請求に数えない。</p> <p>(1) 第4条第2項に基づく休業をした者が同条第4項又は第5項に基づく休業の請求をしようとする場合又は第2項後段の請求をしようとする場合</p> <p>(2) 第4条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の請求をしようとする場合又は第2項後段の請求をしようとする場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 理事長は、第1項の規定による育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 <u>前条第3号の規定により再度の育児休業をしようとする職員は、第1項の規定により育児休業の承認を請求する際に育児休業等計画書(第2号様式)を理事長に届け出るものとする。</u></p>	<p>【第5条第3号】 育児休業を原則2回まで取得できる改正に伴う改正(本規定の削除)。</p> <p>【第6条第1項】 文言の統一のための改正(本条第2項の表現と合わせる)</p> <p>【第6条第2項】 子の出生後8週間以内の育児休業の申出期限を2週間前までとする改正</p> <p>【第6条第3項】 育児休業及び子の出生後8週間以内の育児休業を2回まで取得可能とする改正。</p> <p>【第6条第3項第1号及び2号】 該当の規定を明確にする改正</p> <p>【第6条第5項】 第5条第3号の規程を削除することに伴う改正(本規定の削除)</p>

新	旧	改正理由等
<p>6 (略) 第7条～第29条 (略) (育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い) 第30条 (略) 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給規程第22条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の<u>6分の1</u>に相当する月数」とする。 3 (略) 第31条～第45条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>6 (略) 第7条～第29条 (略) (育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い) 第30条 (略) 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給規程第22条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の<u>3分の1</u>に相当する月数」とする。 3 (略) 第31条～第45条 (略)</p>	<p>【第30条】 育児短時間勤務者の退職手当の除算率を緩和するための改正</p>

令和4年9月27日

理事会
人事部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程等の一部 改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布）の、令和4年10月1日施行の改正内容への対応、神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、次の規程について所要の改正を行う。

- (1) 職員の育児休業等に関する規程
- (2) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

2 改正の概要

- (1) 職員の育児休業等に関する規程

ア 育児休業の取得回数制限の緩和

原則2回まで育児休業を取得することができることとする（第4条第1項関係）

イ 子の出生後8週間以内の育児休業の緩和

(ア) 上記アの原則2回までの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に2回まで育児休業を取得できることとする。（第4条第1項、第5条第3項、第6条第5項関係）

(イ) 申出期限について、育児休業を始めようとする日の2週間前までとする。（第6条第2項関係）

ウ 非常勤職員・契約職員の育児休業の柔軟化

(ア) 子が1歳から1歳6か月に達する日まで育児休業をする場合について、配偶者と交替での育児休業を可能にするとともに、特別な事情がある場合においては保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業を可能とする。（第4条第4項関係）

(イ) 子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合について、配偶者と交替での育児休業を可能にするとともに、特別な事情がある場合においては保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業を可能とする。（第4条第5項関係）

エ 育児短時間勤務に係る退職手当の除算率の緩和

育児短時間勤務をした期間については、退職手当の除算率を6分の1とする。（第30条第2項関係）

- (2) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

育児休業の承認に係る期間の全部が、子の出生後8週間以内の期間に含まれる育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間のそれぞれについて、承認に係る期間が1か月以下である場合には、在職期間の算定に当たり除算しないこととする。（第19条第2項第3号関係）

3 改正内容

新旧対照表（案）のとおり

4 施行期日

令和4年10月1日